

東日本大震災に伴う建築確認申請等手数料の免除について

1 建築確認手数料等の免除対象となる方（以下「被災者」という。）

【地震による被害の場合】

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及び引き続き発生した余震により住宅に被害を受け、市町村から発行される「り災証明書」等の交付を受けている方。

【原子力災害による被害の場合】

東京電力福島第一原子力発電所事故により、警戒区域等に設定された区域内に住宅が所在し、市町村から発行される原発被害に基づく「被災証明書」等の交付を受けている方。

2 免除する申請手数料

次に示す確認申請手数料等は徴収しない。

- (1) 郡山市手数料条例別表第 1 第 100 号から第 108 号までに規定する確認申請手数料等のうち、被災者自ら居住する住宅（事務所店舗その他これに類する用途を兼ねるものであるときは、その兼ねる部分については、この限りでない。）の建築に係るもの。
- (2) 郡山市手数料条例別表第 1 第 156 号に規定する仮設建築物許可申請手数料のうち、被災者自ら設置する仮設住宅に係るもの。

3 被災日及び免除期間

【地震による被害の場合】

被災日 ：平成 23 年 3 月 11 日

免除期間：被災日から令和 8 年 3 月 31 日まで

【原子力災害による被害の場合】

被災日 ：次表による警戒区域等の設定日

設定された区域	設定された日
警戒区域	平成 23 年 4 月 22 日
計画的避難区域	平成 23 年 4 月 22 日
緊急時避難準備区域	平成 23 年 4 月 22 日
福島第一原子力発電所から 30 km の範囲	平成 23 年 3 月 15 日
特定避難勧奨地点	随時指定

免除期間：被災日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 添付する書類

【地震による被害の場合】

り災証明書（写し可）

【原子力災害による被害の場合】

被災証明書（写し可）

5 申請のイメージフロー（地震による被害の場合）

